

～家屋を新築・増築したときの家屋調査について～

★家屋調査

家屋が新築・増築された場合、税額を算定するための評価額がありませんので、新たに評価額を決める必要があります。そのため、建物の構造や仕上げ等について現地調査を行い、国が定めた固定資産評価基準に基づいて、固定資産評価額を算定します。

この評価額決定のための家屋調査は、原則として不動産が所在する市町が行いますが、一定規模以上の非木造家屋で、市町から依頼があった場合は、県が家屋の調査を行っています。

調査当日、指定された時間に職員が訪問しますので、調査への立会等、ご協力をお願いします。

★家屋調査時にご用意いただくもの

- ①家屋の竣工図面で、平面図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、建具表、電気、衛生、空調、防災、運搬、屋根、基礎伏図などが把握できるもの
- ②見積書・設計書・契約書等で、建築に使用された資材の量が把握できるもの
- ③不動産取得申告書（記載例を参考に記名、押印をお願いします。）

※①②の借用については、借用書を発行しますので、返却の際に引換をお願いします。借用期間は、物件ごとに協議させていただきます。借用期間中に必要となる場合は、返却期日にかかわらずご連絡ください。